

四日市市告示第 2 7 4 号

妊婦一般健康診査、産婦健康診査及び予防接種県外医療機関等受診費用補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成 3 1 年 4 月 1 日

四日市市長 森 智 広

妊婦一般健康診査、産婦健康診査及び予防接種県外医療機関等受診費用補助金交付要綱の一部を改正する要綱

妊婦一般健康診査、産婦健康診査及び予防接種県外医療機関等受診費用補助金交付要綱（平成 3 0 年四日市市告示第 2 1 4 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(<u>県外定期</u>予防接種の実施申請)</p> <p>第 2 条 四日市市に住民登録を有する者が県外の医療機関又は当該市町村長が予防接種の実施場所として定める場所（以下「<u>県外医療機関等</u>」という。）で規則第 2 条第 3 号に規定する<u>予防接種法第 2 条第 2 項各号に規定する疾病に係る</u>予防接種（以下「<u>定期</u>予防接種」という。）を接種しようとする場合は、当該医療機関等が存する市町村において接種が可能であることを確認のうえ、<u>予防接種実施</u>県外申請書（以下「申請書」という。）を市長に提出するものとする。</p> <p>(実施依頼)</p> <p>第 3 条 市長は、前条の申請書を審査し、<u>適当と認め</u>た場合は、被接種者が県外の医療機関等において<u>定期</u>予防接種を接種できるよう、当該他市町村長又は県外</p>	<p>(県外<u>予防</u>接種の実施申請)</p> <p>第 2 条 四日市市に住民登録を有する者が県外の医療機関又は当該市町村長が予防接種の実施場所として定める場所（以下「<u>県外医療機関等</u>」という。）で規則第 2 条第 2 号に規定する<u>予防</u>接種を接種しようとする場合は、当該医療機関等が存する市町村において接種が可能であることを確認のうえ、<u>予防</u>接種実施県外申請書（以下「申請書」という。）を市長に提出するものとする。</p> <p>(実施依頼)</p> <p>第 3 条 市長は、前条の申請書を審査し、<u>適当と認め</u>た場合は、被接種者が県外の医療機関等において<u>予防</u>接種を接種できるよう、当該他市町村長又は県外の医</p>

の医療機関の長に対し、予防接種実施依頼書（以下「依頼書」という。）により予防接種の実施依頼を行なうものとする。

（補助金額）

第4条 規則第3条に規定する補助金の額は、次の表の左欄に掲げる事業内容の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定めるとおりとする。

事業内容		金額
（略）		
予 防 接 種	定期予 防接種	<u>接種費用の額と受診年度の 予防接種の委託料（単価） の金額とのいずれか低い金 額</u>
	任意予 防接種	<u>接種費用の額と四日市市乳 幼児任意予防接種費用補助 金交付要綱別表に規定する 補助金額とのいずれか低い 金額</u>

（補助金の交付申請）

第5条 補助対象者は県外の医療機関等において自ら受診費用の全額、または予防接種費用の全額を支払った後、次の表の左欄に掲げる事業内容の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める必要書類を添えて、補助金の交付申請を行う。

事業内容	必要書類
（略）	

療機関の長に対し、予防接種実施依頼書（以下「依頼書」という。）により予防接種の実施依頼を行なうものとする。

（補助金額）

第4条 規則第3条に規定する補助金の額は、次の表の左欄に掲げる事業内容の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定めるとおりとする。

事業内容		金額
（略）		
予防接種		<u>接種費用の額と受診年度の 予防接種の委託料（単価） の金額とのいずれか低い金 額</u>

（補助金の交付申請）

第5条 補助対象者は県外の医療機関等において自ら受診費用の全額、または予防接種費用の全額を支払った後、次の表の左欄に掲げる事業内容の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める必要書類を添えて、補助金の交付申請を行う。

事業内容	必要書類
（略）	

予 防 接 種	定期予 防接種	領収書の原本、母子健康手帳の「予防接種の記録」のページのコピー、その他市長が必要と認めた書類	予 防 接 種	領収書の原本、母子健康手帳の「予防接種の記録」のページのコピー、その他市長が必要と認めた書類	
	任意予 防接種	領収書の原本、母子健康手帳の「予防接種の記録」のページのコピー、四日市市任意予防接種費用補助金交付規則第4条第1項に規定する任意予防接種費用補助券その他市長が必要と認めた書類			
2 (略)			2 (略)		
(健康被害)			(健康被害)		
第7条 この要綱に基づき実施された定期予防接種により健康被害が発生した場合には、予防接種法(昭和26年法律第68号)第3章又は四日市市予防接種事故災害補償規則(昭和52年四日市市規則第42号)の規定に基づく責任は、四日市市が負うものとする。			第7条 この要綱に基づき実施された予防接種により健康被害が発生した場合には、予防接種法(昭和26年法律第68号)第3章又は四日市市予防接種事故災害補償規則(昭和52年四日市市規則第42号)の規定に基づく責任は、四日市市が負うものとする。		
附 則 (有効期限)			附 則 (有効期限)		
2 この要綱は、平成34年3月31日限りその効力を失う。			2 この要綱は、平成33年3月31日限りその効力を失う。		

附 則
(施行期日)

1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

(こども未来部こども保健福祉課)

